

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年6月12日

京都市長 門川 大作

京都市規則第17号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第6条第11号中「助成」の右に「及び私道における安全確保施設の整備」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)